

越谷市広報・広聴専門委員設置規則

昭和47年4月1日
規則第11号

(設置)

第1条 越谷市は、市の広報広聴活動に関する助言並びに協力を得るため、越谷市広報・広聴専門委員（以下「専門委員」という。）12人以内を置くものとする。

(委嘱)

第2条 専門委員は、各種団体および学識経験者の中から市長が委嘱する。
2 専門委員は、非常勤とする。

(任期)

第3条 専門委員の任期は、2年とする。

(職務)

第4条 専門委員は、市の広報広聴活動に関する助言および協力を行なう。

(招集)

第5条 市長は、広報広聴活動の充実を図るため、必要に応じて専門委員を随時招集することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。